

2021年4月2日

各位

会社名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役グループ CEO 菊川 暁
(コード：4777、JASDAQ)
問合せ先 取締役 CFO 岡本 到
(TEL. 03-6822-6669)

新たな事業の開始に関するお知らせ

当社は、2021年4月2日開催の取締役会において、株式会社ツリーフルを子会社化することについて決議いたしました。当社グループは、株式会社ツリーフルを通じて新たな事業に着手することになりましたのでお知らせいたします。

1. 事業開始の趣旨

当社は、本日付で公表いたしました「株式会社ツリーフルの第三者割当増資の引受（子会社化）に関するお知らせ」のとおり、2021年4月2日開催の取締役会において、株式会社ツリーフルを子会社化することについて決議いたしました。

これに伴い、当社グループは、株式会社ツリーフルを通じてツリーハウスリゾート事業（以下、本件新事業という）を新たな事業として開始いたします。

2. 新たな事業の概要

(1) 新たな事業の内容

沖縄県名護市に所在する株式会社ツリーフルは、ツリーハウス（※1）及び地上の建築物であるエアロハウス（※2）を1つのセットにして宿泊者に提供するツリーハウスリゾートの開発・運営を目的として2020年3月に設立されました。

株式会社ツリーフルにおけるツリーハウスリゾートのコンセプトは、「サステイナブル(持続可能な)リゾート」であり、化石燃料を使用せず、代わりに電気を使用し、使用量よりも多くを太陽光で発電することにより、持続可能な社会を構築することを目指しております。沖縄一と言われる清流源河川畔に立つ木の上に完全に空中に浮き、360度自然を見渡せる窓で囲まれたスタイリッシュなツリーハウスには、木の上ながらエアコンなど快適な環境と洗練されたインテリアで施されており、木の上でせせらぎを聴き蛍を見て自然に生かされている事を実感しながら宿泊が出来ます。

ツリーハウスリゾートは、2021年春（自社運営）にオープンを予定しており、中期経営計画において、国内及び海外でのフランチャイズ展開を計画しております。

(※1) ツリーハウスは、生きた樹木を基礎として活用する木の上に構築された工作物であり、当社はツリーハウスの法的な位置付けを以下のように考えております。

建築基準法における建築物の定義は「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」とされております。

ツリーハウスは、土地ではなく生きた樹木に定着しており、「土地に定着する」という要件に該当しないため、建築物とはみなされず建築基準法適用外となると考えております。

他方、樹木は土地の一部であるという主張も考えられますが、土地に付属する立木の取り扱いについて定めた法律である「立木ニ関スル法律（明治42年法律第22号）」は、立木について、所有権保存登記の対象とし、立木を土地とは別個の不動産として扱うことを定めており、樹木は土地の一部であるという解釈は正しくないと考えております。

上記よりツリーハウスは建築基準法適用外であると考えております。

但し、株式会社ツリーフルのツリーハウスは、独自の安全基準に基づき設計されており、高い安全性を確保して構築しております。

- (※2) エアロハウスは、建築家村井正氏によりデザインされた全く新しい構造の木造可変住宅です。エアロハウスは航空機に使われるセミモノコック構造の居住空間をつくりそれを柱脚で地面と固定します。木造という良質な居住空間を持ちながら、広い無柱空間、耐震性を実現しています。エアロハウスは、構造体がそれだけで独立できる強度を持っているため、建物全面をカバーするコンクリートの基礎は必要ありません。そのため、最小限の基礎工事での建築が可能であり、周囲の自然環境を保存することにもつながります。



ツリーハウス



エアロハウス

(2) 当該事業を担当する部門

本件新事業は、株式会社ツリーフルが運営する予定です。

(3) 当該事業の開始のために特別に支出する金額及び内容

当社は、2021年4月2日開催の取締役会において、株式会社ツリーフルが実施する第三者割当増資の引受を決議いたしました。当該引受額160,000千円を当該事業の開始のために特別に支出する金額として予定しております。内容は、運転資金及び設備投資資金として充当する予定であります。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2021年4月2日
(2) 事業開始期日	2021年4月(予定)

4. 今後の見通し

本件新事業が2022年3月期の連結業績に与える影響は現在精査中ではありますが、今後開示が必要と判断された場合には速やかにお知らせいたします。

以上